

議第16号

高山市地区公園条例の一部を改正する条例について

高山市地区公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

分水嶺公園、位山遊びの散歩道及び位山スポーツ広場を高山市位山交流広場として管理し、位山さくらの森を廃止するため改正しようとする。

高山市地区公園条例の一部を改正する条例

高山市地区公園条例（平成16年高山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																								
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 次に掲げる地区公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>分水嶺公園</u></p> <p>(7) <u>位山遊びの散歩道</u></p> <p>(8) <u>位山スポーツ広場</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">尾崎城公園の項～一之宮ふれあい広場の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>みずなしゆうあい 広場</td> <td>高山市一之宮町1195 番地2</td> </tr> <tr> <td><u>分水嶺公園</u></td> <td><u>高山市一之宮町7846</u> 番地1</td> </tr> <tr> <td><u>位山遊びの散歩道</u></td> <td><u>高山市一之宮町7847</u> 番地1</td> </tr> <tr> <td><u>位山スポーツ広場</u></td> <td><u>高山市一之宮町7847</u> 番地1</td> </tr> <tr> <td><u>位山さくらの森</u></td> <td><u>高山市一之宮町7847</u> 番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一之宮駅前広場の項～たから流路工河川公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	尾崎城公園の項～一之宮ふれあい広場の項 (略)		みずなしゆうあい 広場	高山市一之宮町1195 番地2	<u>分水嶺公園</u>	<u>高山市一之宮町7846</u> 番地1	<u>位山遊びの散歩道</u>	<u>高山市一之宮町7847</u> 番地1	<u>位山スポーツ広場</u>	<u>高山市一之宮町7847</u> 番地1	<u>位山さくらの森</u>	<u>高山市一之宮町7847</u> 番地1	一之宮駅前広場の項～たから流路工河川公園の項 (略)		<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 次に掲げる地区公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">尾崎城公園の項～一之宮ふれあい広場の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>みずなしゆうあい 広場</td> <td>高山市一之宮町1195 番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一之宮駅前広場の項～たから流路工河川公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	尾崎城公園の項～一之宮ふれあい広場の項 (略)		みずなしゆうあい 広場	高山市一之宮町1195 番地2	一之宮駅前広場の項～たから流路工河川公園の項 (略)	
名称	位置																								
尾崎城公園の項～一之宮ふれあい広場の項 (略)																									
みずなしゆうあい 広場	高山市一之宮町1195 番地2																								
<u>分水嶺公園</u>	<u>高山市一之宮町7846</u> 番地1																								
<u>位山遊びの散歩道</u>	<u>高山市一之宮町7847</u> 番地1																								
<u>位山スポーツ広場</u>	<u>高山市一之宮町7847</u> 番地1																								
<u>位山さくらの森</u>	<u>高山市一之宮町7847</u> 番地1																								
一之宮駅前広場の項～たから流路工河川公園の項 (略)																									
名称	位置																								
尾崎城公園の項～一之宮ふれあい広場の項 (略)																									
みずなしゆうあい 広場	高山市一之宮町1195 番地2																								
一之宮駅前広場の項～たから流路工河川公園の項 (略)																									

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。